

平塚共済病院 訪問看護ステーションさくら 運営規程 (訪問看護・予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 国家公務員共済組合連合会が開設する平塚共済病院訪問看護ステーションさくら（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業（以下「訪問看護」という）の補整な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの保健師・看護師、その他（以下「看護者等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護者等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことや、生活の質の確保が出来るよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復をめざして支援する。また、病状に応じた適切な看護を提供し、家庭においてより安定した療養生活が送れるよう支援する。

2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。
3. 事業者は、運営会議にて事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平塚共済病院 訪問看護ステーションさくら
- (2) 所在地 平塚市追分9番11号

2. 訪問看護の提供にあたっては事業所の看護職員等によってのみ行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
管理者は、所属職員を指導監視し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員：保健師 2名・看護師 6名

*令和7年4月現在

訪問看護計画および報告書を作成し、訪問看護の提供にあたる。

2. 業務の状況に応じて職員数は、2.5人以上の指定基準を満たす範囲で増減する。

(営業日および営業時間、24時間連絡体制・緊急時訪問看護体制)

第5条 ステーションの運営日および営業時間は、平塚共済病院職員就業規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日、4月第2木曜日（病院開院記念日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2. 電話等により利用者やその家族との間で、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- （1）訪問看護の利用希望者がかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- （2）利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- （3）利用希望者に主治医がいない場合は、情報を提供して利用者に選定できるようにする。選定できない際は、ステーションから平塚市医師会や平塚共済病院に調整等を求め、対応する。
- （4）介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- （1）病状・障害・全身状態の観察
- （2）介護支援・指導
- （3）リハビリテーション
- （4）カテーテル等の交換・管理
- （5）褥瘡の予防・処置
- （6）その他医師の指示による医療処置
- （7）ターミナルケア
- （8）他職種・他機関との連携
- （9）その他

（実施地域）

第8条 平塚市・大磯町とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 看護者等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、平塚共済病院へ緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2. 看護者等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（健康保険法の指定訪問看護の利用）

第10条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、老人医療給付対象者である利用者からは老人保健法に基づく本人負担分、その他の利用者からは、医療保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
3. その他の利用料として次の額を徴収する。
死亡時の看護（死亡後のご遺体のお世話）1回 10,000円（税別）（処置内容：消毒薬での清拭、遺体の排出物・分泌物への処置等を施行する。死後処置セットの物品費

用も含む。)

4. 訪問看護に要した交通費（自動車利用）は、次の額を徴収する。
 - (1) 1回 500円 (税別)
 - (2) 1カ月の合計が4000円を超える場合、上限4000円とする。
5. その他、利用者の申し出により、訪問看護を提供した場合は、その利用料として、次の額を徴収する。(税別)
 - (1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料：30分毎2.000円
 - (2) 営業時間以外で2時間を越える訪問看護料
 - ア 午後5時30分から午後10時までと午前7時から午前8時30分までは：30分毎2.500円
 - イ 午後10時以降午前7時までは30分毎3.000円
 - (3) 営業日以外の訪問看護料：1日3.000円
6. 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
7. 日常生活上必要な物品 実費

(介護保険法の訪問看護の利用料)

第11条 訪問看護を提供した場合、介護保険法に定められた基準により、その費用を利用者の割合負担額を利用料として徴収する。

2. 実施地域外の訪問看護に要した交通費（自動車利用）は、次の額を徴収する。
 - (1) 1回 30円/1km (税別)
 - (2) 1カ月の合計が4000円を超える場合、上限4000円とする。
3. 前項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 死亡時の看護（死亡後のご遺体のお世話）をご希望される場合は別紙にて申し込みを行うものとする。 死後処置料金/10000円＋（税）

(衛生管理等)

第12条 職員は、衛生・健康管理に努める。

- (1) 職員検診/年1回：採血、レントゲン、検尿
(40歳以上：心電図、聴力、検便追加検診)
- (2) 感染症対策：毎日出勤時に全員体温測定、健康状態観察を行い記録する。感染の疑いのある場合は病院内の規定に基づき出勤の有無を確認し対処する。
- (3) ステーションの設備及び備品の衛生管理に努めるものとする。
- (4) 医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。(針類に関しては訪問時に回収する)

(相談・苦情処理)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照

会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に沿って必要な改善を行うものとする。

3. ステーションは提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に沿って必要な改善を行うものとする。

（事故処理）

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（秘密の保持）

第15条 ステーションは、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。

2. 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 職員であった者に、知りえた秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約時の内容とする。

（虐待の防止の為の措置）

第16条 事業所は虐待の発生又は、その再発を防止する対策措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 看護職員等に対し虐待防止の為の研修を採用時及び1回/年以上実施する。
2. ステーションは虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

第17条 事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第18条 ステーションは訪問看護の提供に関し次に掲げる記録整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情・相談等に関する記録

(7) 事故の助教及び事故に対する処置状況に関する記録

2. ステーションは職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し。その終了日の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは、社会的使命を十分確認し、職員の質の向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に実施する。

(2) 継続研修(院内研修)

看護教育計画に基づきキャリアラダーシステム沿って段階的な研修を受講する。シラバスにより各研修が組み込まれ、コース別研修を年1コース以上受講する。

①新人研修：8回コース(新人全員必須)、2年目研修：5回コース(対象者全員必須)、3年目コース：4回コース(希望者)

4年目以上：各4回コース(希望者)

②看護研究、スキルアップ研修、実習指導者研修(希望者)

③全看護職員対象研修：7コース(希望者)、部署内・外勉強会(自由参加)

④院内職員全員対象研修：感染、安全など(全員対象)

2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は国家公務員共済組合連合会が開設する平塚共済病院とステーションの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則	この規程は、平成15年1月1日から施行する。
附則	この規程は、平成19年7月1日から施行する。
附則	この規程は、平成21年7月1日から施行する。
附則	この規程は、平成23年9月1日から施行する。
附則	この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附則	この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附則	この規定は、令和4年5月1日から施行する。
附則	この規定は、令和7年4月1日から施行する。(改訂)